

第3章 計画の目標と基本方針

1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

すべての子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に見守られ、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気ある地域社会であり、私たち県民の願いです。

こうしたことから、めざすべき社会の姿をつぎのとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会

2 基本理念

子どもが健やかに成長する上では、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1) すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2) 保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4) 子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが、明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

そのため、めざす社会の姿をよりわかりやすい目標としてブレイクダウンすると、具体的には、結婚、出産や子育ての「希望」がかなえられ、メリハリのある働き方ができ、子どもが健やかに育つ環境をつくることであることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

《希望出生率》

「希望出生率」は、国民（県民）の結婚や子育ての希望がかなった場合の出生率であり、結婚や子育てに関する現実と希望のギャップを解消し、希望ができるだけ実現できるように取り組む必要があります。

国立社会保障・人口問題研究所の試算を参考に、今回(R1)実施した「結婚等に関する県民意識調査」データに基づき、富山県民の希望出生率を試算しました。

$$\text{「希望出生率」} = \{ \text{既婚者割合} \times \text{予定こども数} + \text{未婚者割合} \times \text{未婚結婚希望割合} \times \text{理想子ども数} \} \times \text{離別等効果}$$

富山県の希望出生率の算出根拠（対象はいずれも 20～34 歳の女性）

①既婚者割合……………	平成 27 年国勢調査による有配偶者割合	38.6%
②予定こども数 ……	妻の年齢 20～34 歳の初婚どうしの夫妻	2.12 人
③未婚者割合……………	平成 27 年国勢調査による有配偶者以外（不詳含む）の割合	61.4%
④未婚結婚希望割合…	「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	89.0%
⑤理想こども数………	「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	2.17 人
⑥離別等効果……………	国立社会保障・人口問題研究所数値	0.938

※②④⑤は、「結婚等に関する県民意識調査（R1）」より

$$\{(38.6\% \times 2.12 \text{ 人}) + (61.4\% \times 89.0\% \times 2.17 \text{ 人})\} \times 0.938 \doteq 1.9$$

（参考：全国）

$$\{(32.0\% \times 2.01 \text{ 人}) + (68.0\% \times 89.3\% \times 2.02 \text{ 人})\} \times 0.938 \doteq 1.8$$

- ① 県民の結婚・出産・子育ての希望がない、安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。
- ② 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- ③ すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

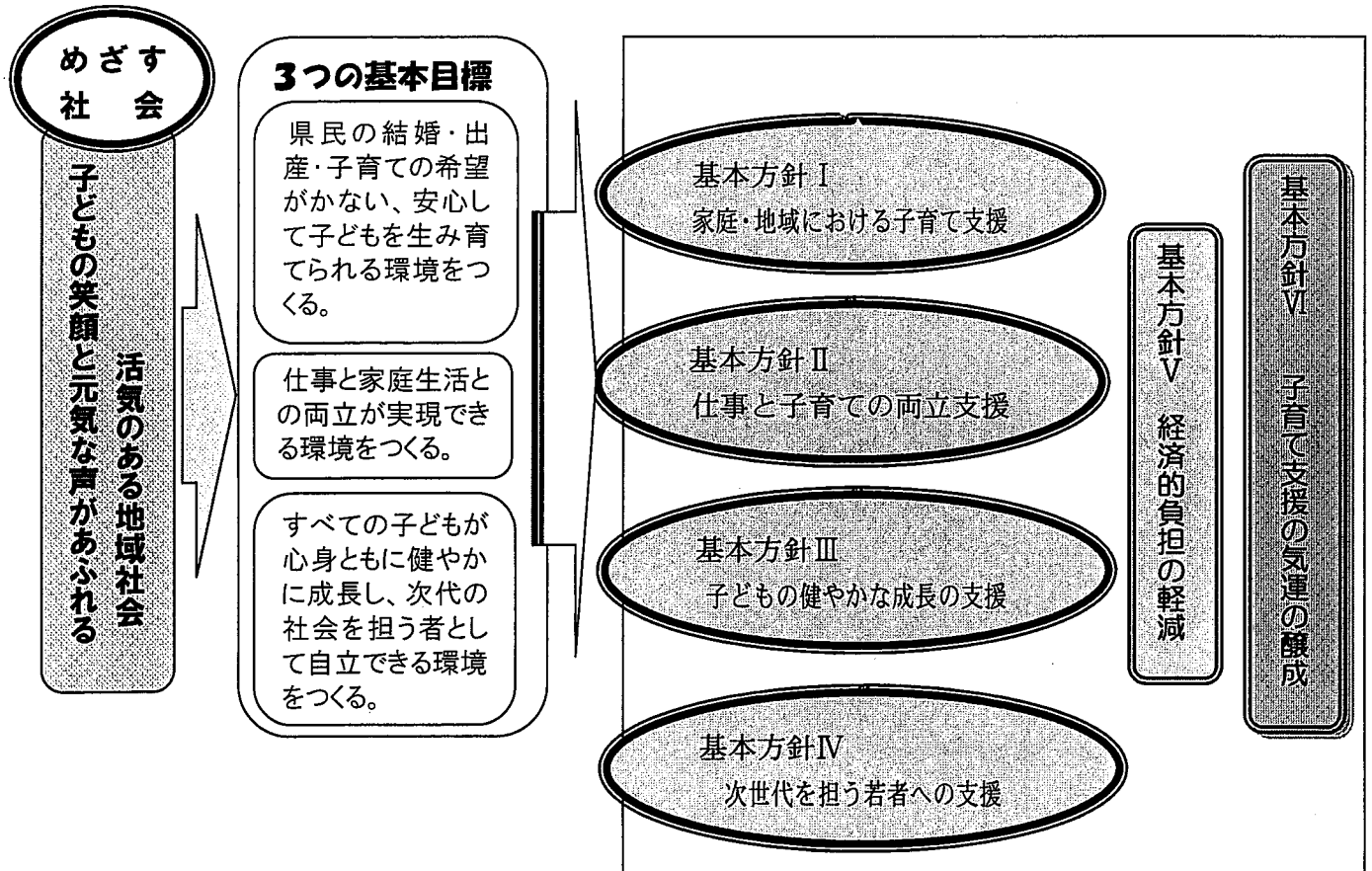
4 基本方針

基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の関係に関する施策や、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策、また、これらの施策に共通する取組みとして、経済的な負担の軽減に関する施策も必要です。

また、次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりのための施策や、さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進する上での基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」に加えて、「次世代を担う若者への支援」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の6つを基本方針として掲げます。

<イメージ図>



第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

2 施策体系

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
I 家庭・地域における子育て支援	1 子育て家庭に対する支援	(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実
		(2) 情報提供・専門的な相談の実施
		(3) ひとり親家庭などに対する支援
	2 地域における子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成
		(2) 子育て支援活動の促進
		(3) 子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり
		(2) 子どもの交通安全対策の推進
		(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
		(4) 良質な住環境の確保
	4 母と子の健康づくりへの支援	(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援
		新(2) 不妊治療等への理解促進・支援の充実
		(3) 周産期医療等の充実
		(4) 子どもの健やかな成長のための支援
		(5) 障害や疾病のある子どもへの支援
	II 仕事と子育ての両立支援	新1 働き方改革の推進
		(2) 企業等における女性活躍の推進
2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備		(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援
		(2) 両立支援制度などの定着促進
		(3) 両立支援に取り組む企業への支援
新3 男性の家事・育児参画の促進		新(1) 男性の家事・育児参画の推進
4 就業支援	(1) ライフステージに応じたキャリア支援や再就職等の促進	
	(2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進	
III 子どもの健やかな成長の支援	1 子どもの権利と利益の尊重	(1) 子どもの権利と利益に関する広報・啓発
		新(2) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応
		(3) 子どもの社会的養育の推進
		新(4) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応
		新(5) 子どもの貧困対策
	2 子どもの健全な育成	(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進
		(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進
		(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進
		(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
	3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進	(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実
		(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
	4 子どもの生きる力を育成する教育の推進	(1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携
		(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実
		新(3) 配慮を要する子どもへの教育の推進 (障害者・外国人)
		(4) 豊かな心を育む教育の推進
		(5) 児童生徒と心の体の健康づくり
IV 次世代を担う若者への支援	1 結婚を希望する若者への支援	(1) 結婚を希望する独身男女の応援
	2 ライフプラン教育の推進	(1) 自らのライフプランを考える機会の提供
		新(2) 人生100年時代を見据えた若者のライフプラン教育の推進
	3 若者の就業支援	(1) 若者への就業支援の充実
新4 U・I・Jターン・移住・定住の促進	(1) 若者や女性の定着促進	
	新(2) 移住・定住の促進	
V 経済的負担の軽減	1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 県の特性に応じた施策等の推進
VI 子育て等支援の気運の醸成	1 子育て等に温かい社会づくり	(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する気運の醸成
		(2) 子育て支援に関する情報提供の充実

【大項目】基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
1 子育て家庭に対する支援			
【現状と課題】			
<p>核家族化や都市化の進行等により、家族や地域の子育て機能が低下し、子育てに対する不安感や負担感が大きくなっています。こうした中、平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度において、保護者の就労の有無や状況にかかわらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上を図っていくこととしています。本県においては、保育所の待機児童は発生していないものの、3歳未満の入所児童が増加しており、さらに、平成31年度10月から開始される国の幼児教育・保育の無償化等により保育ニーズが一層増加することが見込まれます。また、延長保育や病児・病後児保育等の多様な保育に対するニーズも高いことから、地域の実情に応じて計画的に教育・保育の受け皿を整備し、子育て支援の充実に努めることが求められています。このため、子育て家庭のニーズに対応した支援の拡充に必要な職員の確保を推進するとともに、より一層の資質の向上を図る必要があります。放課後児童クラブについては、女性の就業率の高まりや、子ども・子育て新制度において、利用対象が「おおむね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡大されたことなどから、利用児童は増えています。このため、子育て家庭のニーズを踏まえ、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間の延長など、より一層の充実と、支援員等の確保や質の向上に努める必要があります。また、子育てに関する不安感や負担感を解消するため、子育て家庭に対し、適時適切な情報提供や関係機関、団体等が実施する相談窓口の周知、相談体制の充実を図るとともに、子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援の中から、子どもや保護者がニーズに合わせて、適切な支援を選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談・援助等を行う必要があります。ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の多くが、生活費や子育て、家事等に様々な悩みを抱えており、こうした家庭の経済的自立を図るための就業支援や、仕事と子育ての両立を支える子育て、生活支援策等が求められています。</p>			
(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実(11条)	<p>①地域の実情に応じた幼児教育・保育の充実と一体的な提供の促進</p> <p>②病児・病後児保育等の多様な保育の拡充と質の向上</p> <p>③特別な配慮を必要とする子どもへの保育等の充実</p> <p>④幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上</p> <p>⑤幼児教育・保育内容の評価と質の向上</p>	<p>・保育所の待機児童が年間を通して発生しないよう、市町村に対し、適正な定員の確保や定員の弾力運用について助言します。</p> <p>・小規模保育や地域の子どもを受け入れる事業所内保育など地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援します。</p> <p>・保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、教育と保育を一体的に行う認定こども園について、地域の実情や事業者の意向を踏まえながら、普及を図ります。</p> <p>・既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行については、地域の実情に応じて適切な利用定員が設定されるよう、市町村と十分協議しながら認可・認定を行うことを基本とします。</p> <p>・地域の実情に応じて計画的に教育・保育を提供するため、認定こども園や保育所の施設や設備の整備を支援します。</p> <p>・保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育など多様な保育の充実に努めます。</p> <p>・保護者ニーズを踏まえ、病児・病後児保育について、病児対応型、病後児対応型施設の設置を促進するとともに、利便性の向上に努めます。</p> <p>・保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等における一時預かり事業を促進します。</p> <p>・臨時的な保育ニーズに対応するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの普及と充実に努めます。</p> <p>・家庭において養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かる事業(子育て短期支援事業)を実施する市町村を支援します。</p> <p>・保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を実施するなど、障害児保育を充実します。</p> <p>・保育所等において、医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備を行う市町村を支援します。</p> <p>・幼児教育・保育を担う幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善を支援するとともに、職員の処遇改善等を行い、人材の確保を図ります。</p> <p>・幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有することが求められていることから、どちらか片方の免許・資格のみを有している者が、もう一方の免許・資格を円滑に取得できるよう支援します。</p> <p>・保育士、保育所支援センターにおいて、市町村や関係機関と連携しながら、有資格者や離職した保育士の把握に努め、再就職準備金貸付等による再就職等の支援、相談支援等を行い、保育士確保対策を推進します。</p> <p>・保育士の資格取得を目指す学生に対する支援や、県内の保育所等への就業を促す取り組みを通じ、新たな保育の担い手を確保します。</p> <p>・保育士の職場環境の整備の改善や負担軽減に取り組む施設に対し、支援します。</p> <p>・幼稚園教員等の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、県教育委員会が主催する研修へ認定こども園、保育所の保育教諭や保育士の参加や参画を促進します。</p> <p>・幼稚園教諭や保育教諭、保育士等に対し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等を踏まえた資質の向上を図る研修を充実します。</p> <p>・幼児と児童の交流の機会や小学校教員との意見交換、合同研修の機会を設けるなど、幼・保・小幼児教育と小学校教育の連携や接続を推進します。</p> <p>・県・市町村の幼稚園、保育所を所管する部局の一層の連携を促進します。</p> <p>・認可外保育施設も含め、運営に関する研修や指導監査を実施します。</p> <p>・自己評価の実施や福祉サービス第三者評価制度の普及を進めます。</p> <p>・保育所や幼稚園、認定こども園等の運営の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、施設運営状況等に関する情報公表を進めます。</p> <p>・利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情解決体制の整備を促進します。</p> <p>・保育所等において、子どもを安心して育てることができるようインフルエンザ等の感染症対策を充実します。</p>	<p>・通常保育の受入児童数</p> <p>・待機児童数</p> <p>・延長保育実施保育所数</p> <p>・休日保育実施保育所数</p> <p>・一時預かり事業実施箇所数</p> <p>・病児・病後児保育事業実施箇所数</p> <p>・障害児保育の研修を受けた保育士数</p> <p>・保育所等に勤務する保育士数</p> <p>・第三者評価を受ける保育所数</p>

【大項目】基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
	⑥放課後児童クラブ等の拡充と支援員の資質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援します。 ・放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化等の運営改善を支援します。 ・放課後児童クラブ等について理解を深める講座を開催するなど、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間延長に必要な人材を発掘・育成します。 ・放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の認定資格研修を実施するとともに、障害のある子ども等の受け入れや支援員としての役割を十分果たせるよう、資質向上を図るための研修を実施します。また、自己評価の実施や公表を推進します。 ・特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施します。 	
	⑦子育て支援拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター等の設置促進と地域における子育て支援機能の充実を図ります。 ・妊婦や在宅で保育を行っている3歳未満の子どもを持つ保護者も身近な子育て支援拠点である保育所におけるサービスが受けられる「マイ保育園」制度の利用促進を図ります。 ・妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を実施するため、子育て支援の取組みを行う保育所等と小児科・産婦人科等との連携を促進します。 ・認定こども園、幼稚園、富山型デイサービスなどにおける子育て支援の取組みを促進します。 	
	新⑧幼児教育センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育施設における非認知能力の育成をはじめとする幼児教育の質の向上を図ります。 ・関係機関による連絡協議会を設置し、今後の研修体制の在り方や取組みの方向性について検討します。 ・幼児教育スーパーバイザーとアドバイザーによる訪問研修を行うなど、幼児教育に関する研修の実施や支援等を図ります。 ・幼小接続カリキュラムの改定を行うなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組みを進めます。 	
(2) 情報提供・専門的な相談の実施(10条)	①子育て支援情報の提供や相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した効果的な情報発信や、子育て支援のみならず、結婚、妊娠・出産等のライフステージに応じた情報提供を行うホームページの構築など、情報提供の充実に努めます。 ・各分野の相談機関等との連携強化と相談員の資質向上に努めます。 ・電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。 	
	②妊娠・出産に関する情報提供や専門相談などの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の不安や悩み、疑問等をいつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の充実とその情報提供に努めます。 ・母と子の愛着形成の促進と豊かな母性意識の醸成を図るための支援を行います。 ・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及に努めます。 ・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。 	
	③子育て家庭に対する総合的な相談・支援機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が多様な支援の中から、ニーズに合った適切な支援を選択して利用できるよう、子育て支援センター等の身近な場所で、情報提供や相談・助言等を行う機能を充実を図ります。 	
(3) ひとり親家庭などに対する支援(10条)	①相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実します。 ・民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。 ・生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、日常生活や社会的自立などに関する相談支援を実施します。 ・養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進します。 ・面会交流に係る事前相談や交流援助等の個別支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図ります。 	
	②生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進します。 ・学習支援ボランティアによるひとり親家庭の児童への学習支援を促進します。 ・放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 ・ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、または、就業のための訓練が受けられるよう、保育所等の優先的利用や子どもの居場所づくりを促進します。 	

【大項目】基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
2 地域における子育て支援の促進			
【現状と課題】			
<p>核家族化や都市化が進む中、家庭の子育て力が低下しており、育児の孤立化や子育てに対する不安の増大など、子育てに伴う不安感、負担感が高まっています。地縁による共同体意識が薄まりつつある中で、地域の潜在的な福祉力を活かすためには、行政では行き届かない、きめ細やかな子育てに関する支援を担う人材や団体を育成する必要があります。特に、豊かな経験や知識を有する元気な高齢者を中心に、子育てに関する知識やノウハウを生かしたボランティア活動への参加を促進する必要があります。また、子育て家庭が身近で利用できればよいと思うサービスとして、子育てについての相談ができる環境を希望していることから、経験豊かな高齢者等の知識やノウハウを活用したボランティアの活動を促進し、地域全体で子どもを支える必要があります。</p>			
(1)子育てを支援する人材の育成(12条)	<p>①子育て支援ボランティア等の育成</p> <p>②子どもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり</p>	<p>・地域における身近な相談相手である母子保健推進員などの育成を支援し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指します。</p> <p>・高齢者等の知識やノウハウを活用し、保育施設等でボランティア活動を実施できる人材を、市町村と連携して育成します。</p> <p>・子育て支援に関する全国共通の研修を修了した方を「子育て支援員」として認定し、多様な保育や放課後児童クラブ等において、地域の実情やニーズに応じて活動する人材を育成します。</p> <p>・市町村やPTA等と連携し、家庭教育について学習する機会を推進するリーダーを配置します。</p> <p>・子どもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援します。</p> <p>・青少年の野外活動等を指導するボランティアの育成を促進します。</p> <p>・児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダーの養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進します。</p>	<p>・子育てシニアサポーターなど、子育て支援活動をしている人の数</p> <p>・ファミリー・サポート・センター登録者数</p> <p>・子育て支援員に認定された人数</p> <p>・県児童クラブ連合会認定指導員数</p> <p>・ファミリー・サポート・センター設置市町村数</p>
(2)子育て支援活動の促進(12条)	<p>①異年齢の子どもや親子が集い交流する活動の場づくり</p> <p>②NPO等の子育て支援団体の活動促進</p>	<p>・放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保します。</p> <p>・次世代を担う児童の健全育成を支援します。</p> <p>・地域の方々からの参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。</p> <p>・地域住民等が、保護者の就労状況や子どもの年齢等にとらわれず、多様な形で自主的に子どもの居場所づくりに取り組む「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進します。</p> <p>・こども食堂等の子どもの居場所づくりを地域で支える取組みを支援します。</p> <p>・きめ細かな子育て支援活動を推進するため、地域において、NPO、子育てサークル等が行う子育て支援活動を支援します。</p> <p>・子育て支援に関するNPOやグループ等の先進的な取組みについて、子育て支援活動をしている団体等へ情報提供を行い、活性化を促進します。</p> <p>・地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの運営を支援します。</p>	
(3)子育て支援のネットワークづくり(12条)	<p>①子育て支援関係機関の連携促進</p> <p>②子育て支援を行う地域の様々な団体のネットワーク化の促進</p>	<p>・子育て支援関係機関の連携・ネットワーク化を促進します。</p> <p>・県内の子育て支援センター相互の情報交換や研修会等を行う子育て支援センター連絡協議会の活動を支援します。</p> <p>・子育て支援団体の活動が効果的、効率的に行われるよう、ネットワークの形成を推進します。</p> <p>・子育て支援団体等の活動発表、交流等を行うイベントを開催し、子育て家庭との交流を図るとともに、子育て支援団体等の連携を促進します。</p>	

【大項目】基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
3 安心して子育てができる生活環境の整備			
【現状と課題】			
<p>子どもを安心して生み育てるには、安全で安心できるゆとりある環境の整備が重要であり、子育て中の親子が安心して外出できるように、子育てにやさしいまちづくりを推進する必要があります。</p> <p>中学生以下の子どもの交通事故の多くが「買い物、訪問」、「通学・通園」時に発生していることから、地域を安心して歩けるよう、保育施設、学校、地域、道路管理者等と連携して交通事故の発生が予想される危険箇所を把握し、情報の共有化を図るとともに、歩道や交通安全施設等の道路交通環境の改善に取り組み、事故の未然防止対策を実施することが必要です。</p> <p>下校途中の小学生に対する不審な声かけ・つきまとい等は、県民に大きな不安を与えており、今後とも、子どもの危険予測や回避能力を高める防犯安全教育を継続的・効果的に推進するとともに、地域全体で子どもの安全を見守る体制の充実に努める必要があります。</p> <p>子育て家庭を含む多世代世帯等が安心して生活できるような良好な居住環境(生活環境)が求められています。</p>			
(1)子育てにやさしいまちづくり(13条)	<p>①子育てバリアフリー化の推進及び情報提供</p> <p>②子ども連れにやさしい施設・設備の整備促進</p> <p>③安全・安心なまちづくりの推進</p>	<p>・県内の都市公園整備を推進します。</p> <p>・都市公園の新設整備および既存施設の更新の際、誰もが安心して安全に利用できるよう、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき整備します。</p> <p>・すべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、県内の公共施設や金融機関、病院などのバリアフリー化の状況をマップとして情報提供することにより福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>・子育て中の方が安心して文化活動等に参加できるように、公共施設や行事等における臨時保育室の設置を促進します。</p> <p>・屋外公共空間の犯罪を抑制するため、住宅街、通学路等への防犯カメラ等や責パトへのドライブレコーダーの設置に対し支援します。</p> <p>・通学児童が安全に通行できる歩道等のハード整備を推進します。</p>	<p>・都市公園の面積</p> <p>・安全に通学できる歩道割合</p> <p>・学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数</p>
(2)子どもの交通安全対策の推進(13条)	<p>①交通安全教育等の推進</p> <p>②交通危険箇所の調査と安全対策の実施</p>	<p>・子ども・親・高齢者の交流を通じた、体験・実践型の交通安全教育を推進します。</p> <p>・チャイルドシートの普及・啓発と適切な着用を推進します。</p> <p>・中高生を中心に自転車利用時の交通ルールの遵守やマナーの向上を啓発します。</p> <p>・街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発を行います。</p> <p>・子ども自転車大会の開催を通じて交通安全意識の高揚を促進します。</p> <p>・通学路の交通安全の確保に向けた取組みを推進します。</p> <p>・保育園児や小学生が高齢者と協力し、交通危険箇所の調査や、ヒヤリマップの作成に取り組むこと等により、身近な交通環境の再認識を促進します。</p> <p>・交通安全プログラムに基づいた学校、警察、関係機関の通学路の安全点検を実施することにより、安全対策を促進します。</p> <p>・重大な交通事故発生現場での実地調査や保育所等における園外活動時の安全点検の実施により、子どもの安全に配慮した交通施設等の道路交通環境の改善と整備を推進します。</p>	
(3)子どもを犯罪から守るための活動の推進(13条)	<p>①犯罪被害にあわないための防犯安全教育の推進</p> <p>②犯罪から地域の子どもの守る意識を高める情報提供・指導の推進</p> <p>③防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化</p>	<p>・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動、防犯活動に取り組む事業者による地域の防犯活動を身近に体験することにより、防犯に対する意識や防犯活動への理解を促進します。</p> <p>・防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、幼稚園等や小学校において、「こども安全サポーター」による防犯安全教室の開催を推進します。</p> <p>・民間パトロール隊や「地区安全なまちづくり推進センター」、防犯活動に取り組む事業者に対して防犯活動に役立つ情報を提供し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。</p> <p>・学校安全パトロール隊による見守り活動や、児童の集団下校による登下校の安全対策を推進します。</p> <p>・県警の安全情報ネットを活用し、学校、警察、保護者、地域と不審者情報等を共有するとともに、緊急時の正確で迅速な連絡体制を構築します。</p> <p>・県警ホームページや電子メールを活用し、子ども安全情報や子どもの犯罪の被害等の現状、防犯対策等をタイムリーに提供して子どもの安全を守る意識を高めます。</p> <p>・安全教育に対する教師の指導力を向上するとともに、地域と連携した防犯教室や、普段の防犯に対する注意喚起によって児童の防犯への意識を高めます。</p> <p>・学校、警察、保護者、地域と連携協力し、通学路の安全点検を実施し、安全対策を促進します。</p> <p>・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実、事業者による地域の防犯活動を活性化し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。</p> <p>・防犯サポーターによる民間パトロール隊への活動支援を継続し、防犯ボランティアとの連携を強化します。</p> <p>・県警ホームページや電子メールを活用したタイムリーな防犯情報を提供します。</p> <p>・学校・PTA、民間パトロール隊等と通学路の安全点検や情報交換を行います。</p>	
(4)良質な住環境の確保(13条)	<p>①子育て世帯を支援する良質な住環境の整備</p> <p>②多世代同居住宅促進の支援</p>	<p>・(一財)富山県建築住宅センターにおいて、住宅相談所を開設し、住宅相談や情報を提供します。</p> <p>・市街地再開発事業などにより、中心市街地への住宅供給を推進します。</p> <p>・多世代世帯や多子世帯等が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援します。</p>	

【大項目】基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
4 母と子の健康づくりへの支援			
【現状と課題】			
<p>妊娠・出産・産褥期は、子どもの安らかな心身の発達に寄与する重要な時期であるため、この時期の母子と家族に、社会全体で切れ目のない支援をすることが重要です。</p> <p>リスクの高い妊娠・出産に対応した高度な医療を安定的に提供するため、周産期医療体制の更なる充実強化が求められています。</p> <p>近年、晩婚化や出産年齢の高齢化に伴い、婦人科系疾患や不妊等に悩む方が増えています。希望する妊娠・出産の実現のためには、まずは妊娠等に対する正確な知識を持つことが重要であり、将来的に妊娠・出産を向かえる若い男女が、自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発が求められています。</p> <p>子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳幼児期から小児期にわたる一貫した健康診査の実施や相談体制の更なる充実が必要です</p> <p>障害のある子どもや保護者に対しては、早期からの適切な対応(療育)が必要であり、発達障害については、「気になる」という段階から親子をサポートできるような仕組みづくりが必要です。また、障害のある子ども及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係者が連携し、きめ細やかな支援を行うことが必要です。</p>			
(1)安全で安心な妊娠・出産の支援(14条)	<p>①妊娠期からの継続した保健、医療等の支援体制の整備充実</p> <p>②女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>③保健・医療従事者の資質の向上と連携の推進</p>	<p>・子育て世代包括支援センターや、産前・産後サービスの整備・実施状況の把握、支援等を通じ、市町村を中心とした妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実に努めます。</p> <p>・医療機関と連携し、妊娠の早期届出を更に推進します。</p> <p>・妊婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発に努めます。</p> <p>・助産師外来の開設支援や、助産所における妊婦健診の普及啓発に努めます。</p> <p>・産婦健康診査の確実な実施と、フォローが必要な方に対する切れ目ない支援に努めます。</p> <p>・医療圏毎の妊婦健診医療機関と分娩医療機関の連携体制や、周産期医療関連施設との連携体制等の充実に努めます。</p> <p>・妊娠・出産に関する安全性を確保しつつ、快適かつ満足できる出産を支援し、産前産後の母の心身の安定を図るため、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。</p> <p>・社会的、身体的、精神的に支援が必要な妊産婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援を充実します。</p> <p>・女性のための健康教育やグループカウンセリング等の推進や相談体制を充実します。</p> <p>・生まれてくる子どもの歯の形成や妊婦自身の健康を守るため、妊娠中の歯と歯ぐきの健康づくりのための取組みを推進します。</p> <p>・市町村が中心となって行う産婦健康診査や産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の産後うつ対策について支援します。</p> <p>・産後うつ対策をさらに推進するため、産婦人科医療機関等と連携して、妊産婦や家族向けのリーフレット等により、産後うつ予防の啓発を行います。</p>	<p>・妊婦健康診査の受診率</p> <p>・妊娠11週以下での妊娠の届出率</p> <p>・主に産婦人科医療に従事している医師数</p> <p>・主に小児科医療に従事している医師数</p> <p>・未熟児訪問指導の実施率</p> <p>・1歳6ヶ月健康診査の受診率</p> <p>・3歳児健康診査の受診率</p> <p>・乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合</p> <p>・出産後1か月時における母乳育児の割合</p> <p>・発達障害者支援センター実利用者数</p> <p>・富山型デイサービス実施事業所数</p>
新(2)不妊治療等への理解の促進・支援の充実(15条)	<p>新①不妊治療をしやすい職場環境の整備</p> <p>②不妊治療にかかる経費の助成</p>	<p>・職場における不妊症・不育症とその治療に関する正しい理解の啓発を図ります。</p> <p>・県と市町村が協力し、子どもを望む夫婦への不妊治療費や不育症治療費の助成を行います。</p>	
(3)周産期医療等の充実(15条)	<p>①周産期医療体制の整備充実</p> <p>②小児医療体制の充実</p> <p>③不妊症・不育症に関する正しい理解の促進と相談体制の整備</p>	<p>・総合周産期母子医療センター(県立中央病院)の整備・充実に努めます。</p> <p>・消防機関との円滑な連携による、母体及び新生児の救急搬送体制の強化を図ります。</p> <p>・地域周産期母子医療センターの機能を明確化し、緊急性、専門性、特殊性に応じた搬送に努めるほか、搬送先選定の迅速化に努めます。</p> <p>・「戻り搬送」等を促進することにより、NICUの空床の確保に努めます。</p> <p>・周産期医療従事者の更なる資質向上のための研修会を充実します。</p> <p>・県境を越えた母体及び新生児の搬送受け入れが円滑に行われるよう、近隣各県等との広域搬送・相互支援体制の構築に努めます。</p> <p>・NICUにおいて新生児医療に従事する医師の処遇を改善します。</p> <p>・修学資金貸与制度を活用し、医師の確保・定着を図ります。</p> <p>・小児科医等による保護者向けの電話相談体制を整備します。</p> <p>・小児初期救急センターの運営を支援します。</p> <p>・不妊症・不育症に関する相談体制の充実に努めるとともに、性別に関わらず不妊症・不育症に関する正しい理解の促進に努めます。</p> <p>・相談業務に従事する職員の資質向上を図るための研修会を充実します。</p>	

【大項目】基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
(4)子どもの健康診査や保健指導の充実(14条)	①乳幼児の健康診査や保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の満足度を意識した健康診査や相談体制を充実します。 ・健康診査を受診しない親子に対する支援の強化に努めます。 ・新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。 ・支援を要する乳幼児に対して、相談会の充実や支援体制の強化に努めます。 ・乳幼児の事故防止、予防強化を図るため、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組みを支援します。 ・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進します。 ・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。 	
	②母乳育児の推進や乳幼児の身体と心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に誇る高い母乳育児実施率を全国トップクラスのWHO、ユニセフ認定病院「赤ちゃんに優しい病院」(全国68箇所のうち4箇所認定)認定数という本県の特長を活かし、関係機関、関係団体の連携による母乳育児推進のための更なる環境づくりを推進します。 ・母乳育児の継続を支援するための環境づくりを推進します。 ・幼児期から早寝早起きなど基本的な生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。 ・乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の基礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。 	
(5)障害や疾病のある子どもへの支援(14条)	①障害等を有する子どもの早期発見・早期療育	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査(タンデムマス法新生児マススクリーニング検査)の推進や精度管理、フォロー体制を充実します。 ・難聴児に対し、補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を推進します。 ・障害のある子どもの早期発見・早期療育にかかわる人材を育成します。 ・市町村が行う乳幼児健診での障害児等の早期・適切な把握、対象となる子どもの早期療育を支援します。 	
	②子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾病対策を推進します。 ・慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする子どもとその保護者等に対する支援を充実します。 ・心臓病や糖尿病、がんなどの疾病や障害のある子どもとその保護者等を支援します。 ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。 ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、多様な障害への対応の強化に努めます。 ・多様な障害、複合的な障害について、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。 	
	③発達障害に対する総合的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。 ・発達障害者等の家族その他関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。 ・発達障害に関する悩み等をもつ保護者同士の集まる場を提供します。 ・発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等に対して相談や助言等を行います。 	
	④家族を含めたトータルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細やかな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。 	
	⑤子ども・家族にとっての身近な地域における支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細やかな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。(再掲) 	

【大項目】基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
新1 働き方改革の推進			
【現状と課題】			
<p>本県では、労働時間が全国の水準を上回っており、年次有給休暇取得率も全国平均よりも低い状況にあります。こうした状況が進めば、心身の疲労や仕事と子育て等の両立に関する悩みなど、仕事と生活に関する問題が増える可能性があります。健康で豊かな生活のため、仕事だけでなく、家庭や地域社会に関わる時間を確保することが必要です。</p> <p>こうしたことから、男性中心型労働慣行等を見直し、長時間労働の是正や時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、中小企業の実情にも配慮しながら、働き方改革を推進する必要があります。</p> <p>また、本県では、女性の就業率の高さや平均勤続年数の長さが全国トップクラスで、働き続ける女性の割合が高い反面、管理的職業従事者の割合が少ない状況にあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮するためには、誰もが自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択でき、仕事と生活を自分の希望するバランスで展開できる職場環境づくりを進めるとともに、働き方の見直しや事業主の意識改革などを推進していくことが求められます。</p>			
(1)働き方の見直し(16条)	①仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職業生活と家庭生活が両立できる職場づくりの重要性に関する事業主・労働者双方の理解を深めます。 ・仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します。 ・「イクボス企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の雇用の割合
	②生産性向上による長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none"> ・企業におけるノー残業デーの実施や年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進など企業経営者向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて労働時間の短縮等を推進します。 ・経済団体、関係機関等と連携して、県民運動を展開し、働き方改革の気運醸成に取り組み、優れた取組みを行った企業を顕彰するとともに、その事例が他企業に波及するよう啓発します。 ・中小企業における働き方改革を進めるため、業界・業種毎に実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「イクボス企業同盟とやま」加盟団体数 ・男女の地位の平等感 職場の分野で平等になっていると感じている人の割合 ・男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数
	③多様で柔軟な勤務形態の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体、関係機関等と連携して、県民運動を展開し、働き方改革の気運醸成に取り組み、優れた取組みを行った企業を顕彰し、その事例が他企業に波及するよう啓発します。(再掲) ・短時間勤務やフレックスタイム制、テレワーク、時間単位での年次有給休暇取得制度の導入など、働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な処遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。 	
	④企業と連携した家庭教育などの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会の充実を図ります。 	
	新⑤リカレント教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人生の新たなステージにおける自らのあり方、生き方を考え、新たな人生設計により、リカレント教育等による学び直しや生きがいを持って心豊かに生きるための生涯学習などに取り組み、生涯活躍できる人材を育成します。 ・企業が仕事と学びの両立に向けた取組みを行うよう、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて教育訓練休暇制度の充実等を企業に働きかけます。 ・仕事のキャリアアップの希望者向けに講座等を開催する私立専修学校に対し支援を行うことで、リカレント教育の機会の充実を図ります。 	
	新⑥共働きの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・女性就業支援センター(マザーズジョブとやま)において、短時間や短日勤務など柔軟な働き方を取り入れた求人企業に対し働きかけ、女性の就業機会の確保に取り組みます。 ・関係機関等と連携して、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の普及に取り組み、働く世代の健康づくりや働きやすい職場環境整備を推進します。 	
	新⑦多様な人材が活躍できる職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「イクボス企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。(再掲) ・経済団体、関係機関等と連携して、県民運動を展開し、働き方改革の気運醸成に取り組み、優れた取組みを行った企業を顕彰し、その事例が他企業に波及するよう啓発します。(再掲) 	
(2)企業等における女性活躍の推進(16条)	新①行動計画(女性活躍推進法)の策定促進に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主や労働者等に対するセミナーの開催などにより男女の雇用機会均等や公正な待遇の確保について、広報・周知や意識の啓発を図ります。 ・事業所の役員クラスを対象とした男女共同参画チーフ・オフィサーの設置を促進し、事業所における男女共同参画意識の浸透を図ります。 ・優れた取組みを行う事業所への表彰制度や優良事例を紹介します。 ・県の入札参加資格の優遇措置等により男女共同参画を推進する事業所に対する認証制度の普及に努めます。 ・職場における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。 ・女性活躍・働き方改革推進員による企業訪問や研修会などを通じて、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。 ・女性の採用・登用に積極的な企業等を支援するため、一般事業主行動計画を策定した中小企業に対する県の建設工事入札参加資格の優遇措置を実施します。 ・ホームページを活用し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表を促進することにより、計画の質の向上を図ります。 	

【大項目】基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
	新②フルタイムでの仕事と子育ての両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「イクボス企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。(再掲) ・短時間勤務やフレックスタイム制、テレワーク、時間単位の年次有給休暇の導入など、働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な処遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。(再掲) 	
	新③女性の再就業支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性就業支援センター(マザーズジョブとやま)が関係機関と連携し、求人・求職者の開拓・各種相談などを通じ、就業機会の確保に取り組みます。 ・結婚・出産等を機に離職した女性を支援する講座を実施します。 	
基本的施策(中項目)			
2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備			
【現状と課題】			
<p>本県は、全国平均よりも中小企業の割合が高い状況を踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の義務付け対象を平成23年4月から「子育て支援・少子化対策条例」により、法定規模(従業員101人以上)を上回る従業員51人以上の企業としており、さらに平成29年4月からは、従業員30人以上に拡大しています。今後は、行動計画の策定を促進するとともに、計画の質の向上を図る必要があります。</p> <p>本県の女性の育児休業の取得率は高い水準となっていますが、第1子の出産や子育てを機にフルタイム勤務から離職若しくはパート・アルバイト勤務等になった女性の割合は約半数となっており、その理由として、仕事と子育ての両立が難しいことを理由に挙げた人が約3割となっています。</p> <p>また、子どもを増やすにあたっての課題に、「働きながら子育てできる職場環境がない」が挙げられていることから、さらなる職場の理解及び両立可能な職場環境の整備を進める必要があります。</p> <p>こうしたことから、育児休業を取得しやすい環境の整備に加え、短時間勤務制度や子の看護休暇制度など、育児休業からの復帰後の子育て期に、子育ての時間が確保できるよう、時間単位の年次有給休暇の導入や、テレワークの促進など多様な柔軟な働き方を選べる職場環境の整備を進める必要があります。</p>			
(1)一般事業主行動計画の策定及び実効のある取組みの支援(17条)	<p>①一般事業主行動計画の策定促進に向けた取組</p> <p>②一般事業主行動計画の質の向上</p>	<p>・策定体制が十分でない中小企業においても、一般事業主行動計画が負担なく策定できるよう、社会保険労務士である「仕事と子育て両立支援推進員」を派遣し、一般事業主行動計画策定を支援します。</p> <p>・各企業の実態に応じた具体的な策定事例の紹介や企業内研修会へ講師を派遣するなど、円滑な策定を支援します。</p> <p>・仕事と子育ての両立支援に関する国や県の支援策のきめ細かい情報提供を実施します。</p> <p>・各企業が自社の一般事業主行動計画を簡便に無料で公開できる「元気とやま！子育て応援企業」ホームページを活用して、行動計画の公表を促進することにより、質の向上を図ります。</p> <p>・「仕事と子育て両立支援推進員」の訪問指導等の際に、両立支援に関する県内外の好事例を活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合 ・従業員30～50人の企業のうち、一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業の割合 ・一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数 ・短時間勤務制度等の導入率 ・育児休業取得率
(2)両立支援制度などの定着促進(18条)	<p>新①テレワークの推進</p> <p>②短時間勤務、子の看護休暇制度などの活用促進</p> <p>③再雇用制度の理解促進</p>	<p>・企業がテレワーク導入を検討するための環境整備を支援するとともに、県内の先進企業の取組みが他企業に波及するよう啓発します。</p> <p>・育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促します。</p> <p>・育児・介護休業法に基づく諸制度の活用を促進する事業主向け各種助成金制度の利用促進を図ります。</p> <p>・セミナーの開催や「仕事と子育て両立支援推進員」の派遣を通じて、育児・介護休業法で定められた再雇用制度の普及を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数 ・事業所内保育施設の設置数
(3)両立支援に取り組む企業への支援(18条)	<p>①両立支援に取り組む企業の表彰と周知・普及</p> <p>②両立支援に取り組む企業への優遇措置の実施</p> <p>③事業所内保育施設設置の促進</p>	<p>・両立支援に取り組む企業を表彰します。</p> <p>・表彰企業の取組事例を、セミナーや事業主向け広報誌等を通じて、広く周知します。</p> <p>・両立支援に取り組む企業に対し、県の建設工事などの競争入札参加資格において優遇する措置等を行います。</p> <p>・事業所内保育施設を設置・運営する企業に対する助成制度や低利融資により、事業所内保育施設の設置を促進します。</p>	

【大項目】基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
新3 男性の家事・育児参画の推進			
【現状と課題】			
<p>夫婦間における固定的役割分担意識は解消傾向にあるが、家庭における役割分担の状況は、家事・育児のいずれも、妻が担当している割合が極めて高くなっています。</p> <p>国際的にみても日本の夫の家事時間は低水準にとどまっています。働き方を見直し、男性も家事・育児等に参画できるような環境づくりや意識改革を行うことが必要です。</p> <p>男性の育児休業取得率は3.9%にとどまっており、男性が子育てよりも仕事を優先せざるを得ない現状となっています。父親も子育てにかかわることができる働き方の選択が可能な職場環境の整備が必要です。</p>			
新(1)男性の家事・育児参画の推進	<p>新①男性の育児休業取得の促進</p> <p>新②家庭内での家事・育児分担の推進</p>	<p>・育児・介護休業法に基づく男性の育児休業促進策(パパ・ママ育児プラス)等を周知し、積極的に推進します。</p> <p>・出産直後の父親向け連続休暇制度の導入など、男性の子育て参加を促す制度を周知します。</p> <p>・「仕事と家庭の両立支援ガイドブック」を作成し、配布するなど、育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立に関する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促します。</p> <p>・中小企業における男性の働き方の見直しや家事・育児等への参画を推進するため、業界・業種ごとに実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。</p> <p>・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画における男女別育児休業取得率の公表を促進します。</p> <p>・男性の育児休業取得による企業側のメリット、取得促進のポイント等を啓発します。</p> <p>・男性が子育てに参画する必要性について理解を深めます。</p> <p>・男性が育児等を担うことに対する社会全体の理解の醸成や意識改革のため、男性向けの家事・育児能力の向上を図るための講座等の積極的な開催や、ホームページ等を活用した情報提供を行います。</p> <p>・企業に出向いての出前講座を開催します。</p> <p>・男性の積極的な家事・育児参画など、家事分担を考えるキャンペーンを実施します。</p>	<p>・6歳未満の子供を持つ男性の育児・家事関連時間</p>
基本的施策(中項目)			
4 就業支援			
【現状と課題】			
<p>女性の高い就業意欲と行動力を社会の活性化に活かすため、育児や介護等で一旦離職した女性の再就職を支援するとともに、起業など様々な分野への女性のチャレンジを支援していくことが必要です。</p> <p>また、生計の担い手としての役割を一人で担わなければならないひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭は、生活費や家事、育児などの悩みを多く抱えています。ひとり親家庭に対しても、雇用不安を払拭し、雇用安定のための就業支援が課題です。</p>			
(1)ライフステージに応じたキャリア支援や再就職等の促進(19条)	<p>①キャリアアップの支援</p> <p>②就業支援プログラムによる再就職の支援</p> <p>③就業や起業に関する相談・情報提供</p>	<p>・管理職を目指す女性のキャリアアップを図るため、セミナー等の開催やネットワークの支援を行います。</p> <p>・ものづくり企業の若手技能者が仕事に対する意識を高めるよう、ものづくり現場の技能者が持つべき安全や作業改善スキル、チャレンジマインドの高揚などを、研修を通じて強化支援します。</p> <p>・結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職を支援するための講座を充実します。</p> <p>・離職者のための多様で質の高い職業訓練の機会を機動的に確保・提供し、きめ細かな就職支援を行います。</p> <p>・結婚・出産等を機に一旦離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援します。</p> <p>・起業・新分野進出をめざす女性、若者、熟年者等に対する専門知識の習得支援や県内経済界とのネットワークづくりの場の提供など、起業等に向けてのサポート体制を強化します。</p>	<p>・母子・父子自立支援プログラム策定件数</p>
(2)ひとり親家庭などへの自立支援の推進(19条)	<p>①就業相談や情報提供機能の充実</p> <p>②就職に向けた能力開発支援</p>	<p>・母子家庭等就業・自立支援センター等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。</p> <p>・生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、社会的自立などに関する相談支援を実施します。</p> <p>・ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合、授業料の一部を支給します。また、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給します。</p>	

【大項目】基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
1 子どもの権利と利益の尊重			
【現状と課題】			
<p>子どもは大人と同様にひとりの人間として、その権利や利益が尊重されるべきであり、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨の普及啓発等を通じて、子どもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する必要があります。 子どもが自らの言葉で自分の考えを表明したり、参加したりできる機会を拡充する必要があります。 児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの身体や生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになり、地域の大人をはじめ、社会全体で対応することが必要です。 虐待を受けた子どもは、心身に深い傷を負っており、より家庭的な環境において愛着関係を形成することが必要であり、専門的なケアと自立支援も欠かせません。また、その家族に対してもカウンセリング等を実施し、早期家庭復帰のためのきめ細かな支援にも取り組む必要があります。 近年、様々な要因から、ひきこもりとなる青少年の問題が生じてきており、対策が求められています。 また、いじめ・不登校等の問題については、その未然防止と早期対応が重要であり、命を尊ぶ心、思いやり支え合う心など、子どもたちの豊かな心を育てていくことが求められています。 親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」を防ぐため、関係の行政機関や民間団体が協力し、福祉と教育が密接な連携を図り、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく支援をつなぐことが重要です。</p>			
(1)子どもの権利と利益に関する広報・啓発(20条)	<p>①子どもの人権尊重についての意識啓発</p> <p>②子どもが意見を発表する機会づくり</p>	<p>・児童虐待防止推進月間(11月)を中心に、児童虐待防止や子どもの人権尊重について、広報・啓発を実施します。</p> <p>・児童虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる児童を見つけたときは、市町村や児童相談所等に通告されるよう、通告窓口や全国児童相談所共通ダイヤル「189」について広く県民に周知します。</p> <p>・「障害者差別解消法」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある子どもに対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るための啓発活動を推進します。</p> <p>・中学生が日頃、学校や家庭、地域社会の中で、考えていることや感銘を受けたこと、あるいは将来の夢や社会に対する希望などを自分自身の言葉でまとめ、それを広く県民に発表する機会づくりを推進します。</p> <p>・子どもが将来の富山県について、感性あふれる意見や夢のある提案を発表する機会づくりを推進します。</p>	<p>・児童虐待防止法の通告義務の認知度</p> <p>・里親等委託率</p>
新(2)児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応(21条)	<p>①児童相談所の機能強化と相談体制の整備</p> <p>②市町村や関係機関との役割分担と連携強化</p> <p>③地域ぐるみでの早期発見、早期対応</p> <p>④早期に対応する相談体制の整備</p>	<p>・24時間365日相談に応じられる体制の確保や専門職員の配置、職員の専門性の向上などによる機能強化を推進します。</p> <p>・児童相談所において、専門性の高い困難な事例に対応するため、法律面、小児精神医療面など専門的な機能の強化を図ります。</p> <p>・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を通じて、市町村、学校等とはもとより福祉・保健・医療など関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>・市町村による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)における調整機関に配置される専門職員への研修やケース検討会議への児童福祉司の参加、子ども家庭総合支援拠点の設置推進など、市町村の支援の充実強化を図ります。</p> <p>・警察、市町村との情報共有の推進や、学校、保育所、医療機関、民生・児童委員等への研修実施などにより、関係機関との連携の強化を図ります。</p> <p>・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などにより家庭の状況を把握し、養育が困難な家庭に対する支援を推進します。</p> <p>・民生・児童委員をはじめ関係機関・団体、住民と連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。</p> <p>・児童相談所において24時間365日相談に応じられる体制の確保や専門職員の配置、職員の専門性の向上などによる機能強化を推進します。</p> <p>・市町村児童相談担当職員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援します。</p> <p>・学校において、虐待・いじめ等の問題を早期に発見し、専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ります。</p> <p>・いじめ等の悩みに対応するため、相談電話による相談体制を充実します。</p>	
(3)子どもの社会的養育の推進(22条)	<p>①里親委託等の推進</p> <p>②施設の多機能化・小規模化等の推進(職員への資質向上への支援等)</p> <p>③自立支援策の強化</p> <p>④虐待を受けた子どものケア及び家庭への復帰支援</p> <p>⑤子どもの権利擁護の強化</p>	<p>・虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを、家庭と同様な養育環境で養育するため、里親や小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)への委託を推進します。</p> <p>・里親支援機関と連携し、里親を求める運動月間(10月)を中心に、里親制度の広報・啓発に取り組みます。</p> <p>・新規里親のリクルートにより里親を確保するとともに、里親に対する研修による里親育成や、里親による養育への支援の充実を図ります。</p> <p>・児童養護施設や乳児院等、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを支援します。</p> <p>・施設職員等の資質を向上させるため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。</p> <p>・施設職員等の資質を向上させるため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。</p> <p>・里親や児童養護施設等の委託・入所者が18歳を超えて措置解除となった後においても、22歳までの間生活費を援助するなど、自立のために必要な支援を行います。</p> <p>・児童相談所と施設等の密接な連携のもと、入所等児童とその保護者に働きかけ、入所児童の早期家庭復帰を促進し、親子の再構築に努めます。</p> <p>・里親委託や施設入所時に児童すべてに権利啓発冊子(権利ノート)を配布するとともに、施設指導監査を通じた監視を強化します。</p> <p>・また、施設職員や里親に対する子どもの権利擁護に関する研修を実施します。</p>	

【大項目】基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
新(4)いじめ、不登校、ひきこもり等への対応(21条)	新①いじめ、不登校、ひきこもりの子どもに対する支援の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校などの諸課題に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組みます。 不登校やいじめなど問題を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全公立小中学校及び高校の拠点校にスクールカウンセラーを配置します。 中学校にカウンセリング指導員を配置します。 悩みを抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、全中学校区(単独実施の富山市除く)にスクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣します。 いじめ対策を推進するための体制を整備します。 解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣します。 	
	②市町村や関係機関との役割分担と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 富山県子ども・若者支援地域協議会における関係機関の連携強化や、住民により身近な市町村におけるネットワーク形成を促進し、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の円滑な支援を推進します。 いじめ・不登校などの諸課題に対して市町村教育委員会と連携し、未然防止、早期発見・早期解決に向けて学校を支援します。 市町村教育委員会が設置する適応指導教室へ広域訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者等の支援を行います。 	
	③地域ぐるみでの早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> 各学校は「学校いじめ防止基本方針」をHP等で公表し、学校の取組みを地域に伝えるとともに、いじめ等に関する情報収集に努めます。 	
	④早期に対応する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の悩みなどに24時間体制で応じる電話相談や、SNSを活用しいじめ相談モデル事業を実施、相談体制の整備・充実を努めます。 	
新(5)子どもの貧困対策	<p>新①適切な教育機会を提供する教育の支援</p> <p>新②地域からの孤立を防止する生活の支援</p> <p>新③世帯の生活基盤の安定を図る就労支援</p> <p>新④子どもの養育環境を改善させる経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援ボランティアによるひとり親家庭の児童への学習支援を促進します。(再掲) 生活困窮者世帯等の子どもを対象に、学習・生活支援(国制度)を推進します。 児童相談所に学習指導員(教員OB等)を配置します。 経済的理由で修学困難な学生・生徒を就学援助、就学支援金、奨学給付金、奨学補助金、奨学資金、がんばる子育て家庭支援融資などにより支援します。(再掲) 生活保護世帯の子が義務教育である小中学校への就学を保障するとともに、高等学校で就学するための高等学校等就学費や、大学等へ進学する際の進学準備給付金などを支給します(国制度)。 国や市町村と連携を図りながら、子どもの貧困の実態把握に努めるとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が円滑に進むよう支援します。 子ども食堂などの子どもの居場所づくりを地域で支える取組みを支援します。(再掲) 放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援します。(再掲) 問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善等を図るためSSW(スクールソーシャルワーカー)の派遣、SC(スクールカウンセラー)の配置を推進します。(再掲) 富山県子ども・若者支援地域協議会における関係機関の連携強化や、住民により身近な市町村におけるネットワーク形成を促進し、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の円滑な支援を推進します。(再掲) 虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを、家庭と同様な養育環境で養育するため、里親や小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)への委託を推進します。(再掲) 里親や児童養護施設等の委託・入所者が18歳を超えて措置解除となった後においても、22歳までの間生活費を援助するなど、自立のために必要な支援を行います。(再掲) 家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進します。(再掲) 母子・父子自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実します。(再掲) 生活困窮者自立支援窓口などにおいて、日常生活や社会的自立に関する相談支援を実施します。(再掲) 母子家庭等就業・自立支援センター等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。(再掲) 母子・父子自立支援プログラム策定による支援を推進します。 ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合、受講料の一部を支給します。また、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合には、修業期間中の生活費の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給します。(再掲) 生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、経済的自立に関する相談支援を実施します。(再掲) 県と市町村が協力し、低所得世帯の0～2歳の子どもの幼児教育・保育料等を無償化・軽減します。(再掲) 県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減します。(再掲) 児童扶養手当(国制度)の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施します。(再掲) ひとり親家庭に対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を助成します。(再掲) 養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進します。(再掲) 面会交流に係る事前相談や交流援助等の個別支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図ります。(再掲) 	

【大項目】基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
2 子どもの健全な育成			
【現状と課題】			
<p>少子化や都市化の進展により、地域において、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少しており、人間関係の希薄化に伴う地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、放課後子ども教室等が実施されるなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる取組みが拡がっています。豊かな富山の自然を生かして、家庭や地域での自然体験の啓発に努める必要があります。また、子どものときから、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深める必要があります。携帯電話やインターネットの普及等により、子どもたちに有害な情報が氾濫し、子どもが犯罪に巻き込まれる等の問題が発生していることから、子どもの非行防止や犯罪被害防止のため、子どもたちに携帯電話等がもたらす危険性を認識させるとともに、フィルタリングの利用等子どもたちが有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする必要があります。不良行為少年の3割が飲酒・喫煙で補導されているほか、薬物事犯で検挙される少年もいることから、喫煙・飲酒や薬物が身体に与える影響、危険性について周知するため学校等の関係機関と連携し、啓発活動を実施する必要があります。ライフスタイルの多様化により、朝食をとらずに登校する子どももいます。また、1日に1回も家庭と一緒に食卓を囲むことができない家庭もあることから、望ましい食習慣の定着を図るための取組みを進めることが重要となっています。</p>			
(1)子どもの多様な体験・交流活動の促進(23条)	<p>①魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり</p> <p>②地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進</p> <p>③ふるさとの自然、芸術、文化、伝統行事などを体験し、学ぶ機会の充実</p>	<p>・中学生、高校生も含めた、地域の子どもの遊びの拠点づくりを進めるため、児童館、児童センターの整備を促進します。</p> <p>・児童館等の活動内容などの積極的なPRを行い、子どもたちが興味や関心を持つ特色ある児童館活動を促進します。</p> <p>・子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、多様な交流・体験等の特色ある活動が展開できるよう、遊びのネットワークの形成を支援します。</p> <p>・遊びの指導者や移動児童館の派遣、移動相談会の開催、遊び道具の貸出しなどにより、地域における活動の活性化を促進します。</p> <p>・次代を担う児童・生徒等を対象に、フォレストリーダーによる「森の寺子屋」を開催し、森林環境教育の機会を提供します。</p> <p>・「花とみどりの少年団」や「有峰森林文化村」の活動を通して、自然に親しみ、自然を愛する心を育みます。</p> <p>・木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めてもらうため、幼稚園や保育所等への「県産材遊具」の普及を推進します。</p> <p>・放課後や週末等に学校の余裕教室や公民館・児童館等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。</p> <p>・地域の方々の参画による様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養に努めます。</p> <p>・自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援します。</p> <p>・公民館などで、子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、ふるさとの自然、歴史、芸術、文化、伝統などを体験し学ぶ機会の充実を図ります。</p> <p>・とやま世界子ども舞台芸術祭の開催など、芸術文化を通じた国際交流の機会の充実を図ります。</p> <p>・子どもの頃から、優れた芸術文化に触れ親しみ、体験する機会を提供します。</p> <p>・子ども連れでも鑑賞できる芸術文化事業を推進します。</p> <p>・自然とふれあい、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深めるための自然体験の機会を提供します。</p>	<p>・児童館・児童センター設置数</p> <p>・放課後児童クラブ数</p> <p>・放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数</p> <p>・子どもの朝食欠食率</p> <p>・未成年者の喫煙率</p> <p>・思春期保健対策に取組んでいる市町村数</p>
(2)子どもの放課後の居場所づくりの推進(23条)	①放課後子どもプラン(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)の推進	<p>・放課後等に子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、総合的な放課後対策として、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的あるいは連携した実施を促進します。</p> <p>・「放課後子ども教室」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。</p> <p>・放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援します。</p> <p>・子どもの放課後の居場所づくり活動の特色ある取組みについて、放課後児童クラブ等へ情報提供を行うなど、子どもの健全な成長に配慮した活動の充実を支援します。</p> <p>・放課後児童クラブの従事者と放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の関係者の情報交換・情報共有を図るための研修を実施するとともに、従事者等が円滑に確保できるよう認定資格研修等に努めます。</p>	
(3)食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進(24条)	<p>①健康な生活習慣づくりの推進</p> <p>②食を通じた心身の健康づくりの推進</p>	<p>・家庭・学校・地域が連携し、健康づくりノートの活用により、望ましい生活習慣づくりを推進します。</p> <p>・学校と地域の専門家や保健医療機関との連携による健康づくりを推進します。</p> <p>・生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や健康な生活習慣を身に付けさせるための健康教育を推進します。</p> <p>・歯磨き習慣の定着等への取組みを支援し、健康の基本となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。</p> <p>・食品による健康被害の防止について普及啓発を図ります。</p> <p>・栄養教諭を中核として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進します。</p> <p>・地場産食材を用いた学校給食を通じて、食に対する正しい知識を身につけ、食を通じた心身の健康づくりを推進します。</p> <p>・外部専門家の支援を受けながら、食育に関連する具体的な目標を設定し、その効果を検証することにより、食育のモデルとなる実践プログラムの構築を推進します。</p> <p>・子供の頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発を行います。</p> <p>・親子で参加する料理教室など食を楽しみながら学ぶ機会(「三世代ふれあいクッキングセミナー」等の体験型講座)を充実し、「家庭の味」を育みます。</p> <p>・地域の食や農林水産業とふれあう機会の確保に努め、これらに対する理解を深めるとともに、食に関する感謝の心を育てます。</p>	

【大項目】基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
(4)健全な育成環境の整備と思春期対策の充実(25条)	<p>①子育て支援ボランティア等の育成</p> <p>②有害環境対策の推進</p> <p>③非行防止に対する関係機関の連携促進と非行少年の保護・更生</p> <p>④性や喫煙・薬物等に対する正しい理解の促進</p> <p>⑤思春期の健康相談体制の充実</p>	<p>・次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と地域との絆の強化を図るため「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。</p> <p>・少年や家庭からのSOSを待つのではなく、関係機関やボランティアなどと連携して、積極的に非行少年や家族に対し定期的な連絡・助言をしたり、就学・就労に向けた支援、ボランティア活動への勧誘等を実施し、再非行を防止し、立ち直りを支援します。</p> <p>・少年非行情勢の情報発信、あいさつ運動、低年齢少年等に対する非行防止教室及び万引きや自転車盗難を防止するための取組みを関係機関やボランティアなどと連携して実施し、少年が孤立し非行に走ることを防ぐよう、少年を見守る気運を醸成します。</p> <p>・家庭、学校、地域社会、事業者、青少年育成富山県民会議をはじめ関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を展開します。</p> <p>・原則として県内全市町村の小学校区単位ごとに、青少年育成県民運動推進指導員を配置し、青少年健全育成運動の普及を図ります。</p> <p>・携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止のために、携帯電話販売店等事業者に対し、フィルタリングの利用やアプリの利用制限について要請します。</p> <p>・保護者等に対して、インターネットに起因する犯罪被害の実態やフィルタリング等の必要性・重要性に関する啓発活動を推進します。</p> <p>・サイバーパトロールにより、児童・生徒が援助交際を求める内容等のインターネット上の不適切な書き込みを発見した場合、注意喚起メッセージを投稿し、広報啓発を行うことにより、児童・生徒の性被害防止を図ります。</p> <p>・非行防止教室やインターネットに関する情報モラル教育等を実施します。</p> <p>・富山県青少年健全育成条例に基づく有害図書、有害がん具類等の指定、深夜営業施設等への立入調査の実施や関係事業者等の協力による自主規制など、有害環境浄化の取組みを推進します。</p> <p>・青少年のインターネットの適切な利用等、有害環境の浄化について、社会全体で取り組むための広報啓発活動等を推進します。</p> <p>・子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動を推進します。</p> <p>・ネット上を監視し、児童生徒が投稿した誹謗中傷などの不適切な書き込みを発見した場合、当該児童生徒に指導を行う取組みを実施します。</p> <p>・警察と教育委員会が連携し、学校の生徒指導担当の教員が定期的に所轄の警察署や交番を訪問して、最近の問題行動の状況について情報を収集し、放課後や地域の祭礼における巡回補導をはじめ、日頃の生徒指導に活かすなど、問題行動の未然防止に努めます。</p> <p>・各学校では、警察官等を講師に招いて、万引き防止教室や薬物乱用、ネットトラブル防止のための講演会等を開催するなど、関係機関との連携により指導体制の充実に努めます。</p> <p>・市町村が設置する少年補導センターへの支援と関係機関等相互の連携強化を図り、少年補導委員等の活動を支援します。</p> <p>・生命と心身の健康の大切さ、健康で豊かな人間性と社会性を持った性意識の涵養、性感染症予防の啓発等を図るため、専門講師を学校や地域に派遣します。</p> <p>・喫煙、飲酒等が身体に及ぼす影響などについて正しい理解を促進するため、学校と地域保健、医療機関が連携し、児童・生徒や保護者に対する健康教育を推進します。</p> <p>・青少年やその保護者、指導者等、社会全体に対して、薬物の危険性等の正しい知識を身につけ、薬物乱用の誘いを断ることができるよう効果的な啓発を実施します。</p> <p>・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、教員等を対象とした研修を開催します。</p> <p>・学校や市町村と連携を図りながら、学童期・思春期から成人期に向けた思春期保健対策の充実に努めます。</p> <p>・思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、厚生センターにおける電話相談(思春期テレフォン)や面接相談など相談体制を充実します。</p> <p>・女性の健康と妊娠・出産に関するホームページ「Mie.Net」による情報発信や妊娠・出産の不安や悩みを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」による個別相談などの充実を図ります。</p>	
<p>基本的施策(中項目)</p>			
<p>3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進</p>			
<p>【現状と課題】</p>			
<p>近年、若者や子どもが乳幼児にふれあう機会が減少し、日常生活の中で、親の役割、子育ての楽しさなどを学ぶことが難しくなっています。若い頃から人生設計について考える機会を設けることが必要とされています。</p> <p>男女共同参画の視点に立ち、社会的な合意を得ながら制度や慣行を見直していくことや、性別を問わずあらゆる世代において、固定的役割分担意識を見直していくことが重要です。</p> <p>次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成ができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習を充実することが重要となっています。</p>			
(1)生命の尊さ等について学ぶ機会の充実(27条)	<p>①生命の大切さや家族を形成する意義等について学ぶ機会の充実</p> <p>②動物を通じた情操教育の充実</p>	<p>・いのちを大切に心身の教育を推進します。</p> <p>・中学生がとやまの子育て環境の良さについて学び、将来の家庭生活について考える機会を充実します。</p> <p>・子育てふれあい体験事業について、子育て支援センター等関係機関への周知及び協力依頼等に努めます。</p> <p>・動物と直接ふれあい、動物の温かみを通じ、生命の尊さを子どもたちから学ぶため、県内小学校に出向いて動物とのふれあい教室を実施します。</p> <p>・動物の飼い方や接し方の紙芝居などにより、生命の尊さを分かりやすく伝える機会を創出します。</p>	<p>・男女の地位の平等感 家庭の分野で平等になっていると感じている人の割合</p>
(2)男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し(27条)	<p>①学校教育や地域における男女共同参画の推進</p>	<p>・学級活動や学校行事などを通じて、男女が互いに理解し協力し、ともに支え合う社会の重要性が認識できるような取組みを推進します。</p> <p>・男女共同参画推進員により、地域での子育て世代やその親世代などに対し、仕事と家庭の両立などの学習・啓発活動を推進します。</p>	

【大項目】基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
4 子どもの生きる力を育成する教育の推進			
【現状と課題】			
<p>県が行った意識調査では、子どもの教育において家庭が役割を果たしていると思う割合は、約4割と低い状況となっています。家庭は教育の原点であり、家族とのふれあいの中で、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやりや感謝の気持ち、忍耐力や社会的なマナーなどを身につけていくことが期待されています。少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子育てに不安や悩み、孤立感や負担感を抱き、自信が持てないと感じる親も多く、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭が本来の役割を十分に果たしているとはいえない状況も見受けられます。親が自らの役割を自覚し、自信をもって、その責任を果たしていくための支援が必要です。</p> <p>学校においては、心身の発達に応じ、自立した社会生活を営む上で必要となる基礎的な学力を定着させながら、個性を引き出し、その能力を伸ばすこと、創造性や自主・自律の精神を養い、社会性や規範意識を身につけさせることが期待されています。</p> <p>学校と家庭とが相互の信頼関係のもと、連携・協力を深めながら一体となって、児童生徒のよりよい成長を支援することが必要です。</p> <p>本県の児童生徒の体力については、長期的に低下傾向にあったものの、近年下げ止まりの状況にあります。子どもの頃から運動・スポーツに親しむとともに、幼児の運動遊び等も含め、子どもが体を動かす機会づくりを推進し、充実していくことが求められています。</p> <p>国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要な支援・配慮を行う必要があります。</p> <p>県内の小・中学校へ通っている外国人児童生徒数が近年増加傾向にあります。外国人児童生徒には特別な配慮に基づく指導が必要と考えられ、指導教員等の確保とともに、教員等の資質・能力の向上が課題となっています。</p> <p>また、外国人児童生徒の就業機会の確保やキャリア教育の支援を行う必要があります。</p>			
(1)家庭の教育力の向上と幼児教育との連携(26条)	<p>①家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実</p> <p>②企業と連携した家庭教育支援</p> <p>③親子のふれあいを深める機会の充実</p> <p>新④家庭教育と幼児教育の連携</p>	<p>・市町村やPTA等と連携し、親を学び伝える学習プログラムなどによる、親の役割や家庭教育について学習する機会を充実します。</p> <p>・子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、家庭教育に関する情報を提供するとともに、電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。</p> <p>・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会を充実します。</p> <p>・市町村と連携し、公民館等による、親子のふれあいやふるさと学習、自然体験活動を促進する機会や場の提供を行います。</p> <p>・広報紙やホームページ、メールマガジン配信を通して、親子のふれあいを深める様々な情報の提供を充実します。</p> <p>・子どもの意欲、協調性、課題解決能力などの非認知能力の育成をテーマとした幼児教育・小学校教育合同フォーラムには、保護者の参加も呼びかけ、家庭との連携を図ります。</p> <p>・保護者啓発リーフレットの作成・配布を行い、幼小の円滑な接続について、家庭でもできることを周知、普及します。</p> <p>・幼児教育センターにおいて家庭教育と連携した幼児教育のあり方について検討し、保護者と幼児教育施設の望ましい連携のあり方について周知します。</p>	<p>・子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合</p> <p>・県立高校生のインターシップ等体験率</p> <p>・公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別的教育支援計画の作成に当たり、関係機関と必要な情報共有を図っている割合</p> <p>・将来の夢や目標を持っている子どもの割合</p> <p>・家や図書館で1日10分以上読書をする児童生徒の割合</p>
(2)個性と創造性を伸ばす教育の充実(28条)	<p>①自立性を重視した教育活動の展開</p> <p>②少人数教育の推進</p> <p>③教育施設の整備</p> <p>④キャリア教育の推進</p>	<p>・自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や問題解決的学習などを積極的に推進します。</p> <p>・集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進します。</p> <p>・SSH指定校で、課題研究の評価法の研究などを進め、成果を探求科学科設置3校に普及し、探究科学科における取組みを発展させます。</p> <p>・私立学校の多様な特色教育の展開を支援します。</p> <p>・安全・安心で魅力ある教育環境を整備するため、小・中学校などの公立学校施設の整備、余裕教室の有効活用を促進します。</p> <p>・県立学校において、学校施設の長寿命化改修、老朽武道場の改築や普通教室の空調設置、トイレ洋式化、実習設備の更新などを進め、活力ある学習環境を整備します。</p> <p>・情報機器の進展に対応した教育を行い、子どもの情報活用能力を育むため、コンピュータ等の更新や校内LANの整備など情報教育環境の充実を図ります。</p> <p>・私立学校が行う施設設備整備に対して支援を行い、教育環境を充実します。</p> <p>・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の実施等によりキャリア教育を推進します。</p> <p>・今後とも、高校生のインターシップを推進します。</p> <p>・私立専修学校や各種学校が行う職業教育へ支援を行います。</p>	<p>・とやま環境チャレンジ10への参加児童数</p> <p>・総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率</p> <p>・運動に取り組む児童の割合(小学生)</p>
新③配慮を要する子どもへの教育の推進(障害者・外国人)	<p>①障害のある子どもに対する支援体制の充実</p> <p>新②外国人の子どもや家庭への支援・配慮等</p>	<p>・特別支援教育に関する校内委員会の充実や医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図りつつ、個別的教育支援計画の作成、活用を推進します。</p> <p>・幼・保・小・中・高校等に在籍する発達障害を含む障害のある子どもの学習を支援する体制の整備・充実を目指します。</p> <p>・学校に専門的な指導助言を行う指導員を巡回させるなど、質の高い適切な合理的配慮の提供をします。</p> <p>・特別支援教育担当教員の指導力の向上を目指します。</p> <p>・障害のある子どもとない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。</p> <p>・特別支援学校就労コーディネーターや、障害者就労サポーターの配置など、高等特別支援学校等での障害の状態に応じた就労支援の充実を目指します。</p> <p>・市町村と連携し、就学に関する事務説明や情報交換を実施し、外国人の子どもが不就学とならないように努めます。</p> <p>・学校行事等に関する資料や学級での人間関係づくり等の留意点をまとめた「外国人児童生徒教育の手引」を作成、小中学校に配布し、外国人の子どもへの学校への受け入れの充実に努めます。</p> <p>・外国人児童生徒への指導や支援を充実させるため、「外国人児童生徒教育実践講座」を開催し、教員の指導力の向上を図ります。</p>	

【大項目】基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
<p>(4)豊かな心を育む教育の推進(23条)</p>	<p>①郷土愛と国際性を育むふるさと教育の推進</p>	<p>・ふるさと富山を題材にした郷土史・日本史学習補助教材の効果的な活用を図るため、教員等を対象として研修会を実施し、外部講師による講演、各校の指導事例の情報共有を図ります。 ・ふるさとを思う心と広い視野を身につけられるよう、総合的な学習の時間などにおいて、郷土の自然、歴史・文化、先人の英知や偉業に関する理解を深める学習や体験活動を推進します。 ・各学校における集団登山が安全に実施されるよう、「教職員研修[31]集団登山引率者講習会」を開催し、集団登山を実施する学校の教員の引率能力の向上を図ります。</p>	
	<p>②学校等における芸術・文化、福祉、環境教育と奉仕活動・体験活動の推進</p>	<p>・学校教育において、いのちの大切さを学ばせる体験活動など、様々な体験活動を推進します。 ・学校や家庭における読書活動を推進します。 ・子どもの読書活動を推進するための方策等について実践を中心とした研修を実施します。 ・持続可能な社会の実現に向けて、次代を担う子どもたちに、家庭、学校、地域などにおいて環境について学べる様々な機会を提供します。</p>	
<p>(5)児童生徒の心と体の健康づくり(23条)</p>	<p>①子どものころからのスポーツ活動の普及・振興</p>	<p>・県立学校体育施設の一層の開放に努めるとともに、各種スポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。 ・子どもたちが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。 ・障害のある子どもが参加することのできるスポーツ教室やスポーツ大会を開催します。</p>	
	<p>②学校等における体育・スポーツの充実</p>	<p>・生徒の体力向上プログラムである、「みんなでチャレンジ3015」を少人数、小スペース、さらに安全に取り組めるよう体力づくりシート(立山編)の改訂を図り、体力向上を目指します。また、「する」、「見る」、「支える」、「知る」と関連付けたプログラム(富山湾編)を新たに導入し、すべての子供たちが楽しんで体力向上に取り組める体力づくりシートに改善し、さらなる体力の向上に努めます。 ・児童生徒の豊かなスポーツライフの実現には、幼児の頃から運動に親しむ子供の育成と運動習慣の定着が大切であることから、幼稚園教諭、保育士及び教員に対し、運動遊びや運動・スポーツとの多様な関わり方の必要性について理解を深めるとともに、指導者の資質向上を目的とした取組みに継続して支援を行います。 ・運動部活動を活性化するために、地域の優れたスポーツ指導者を中・高校に派遣し、指導体制の充実を推進します。</p>	
	<p>③子どもの健康教育と学校保健の充実</p>	<p>・生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、小・中・高等学校を通じて系統性のある健康教育を推進します。 ・日常生活において、健康に関する活動を実践し、健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培います。</p>	

【大項目】基本方針Ⅳ 次世代を担う若者への支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
基本的施策(中項目)			
1 子どもの権利と利益の尊重			
【現状と課題】			
<p>将来結婚することを望んでいる若者が多い一方、出会いの場がわからないことや、自分のコミュニケーション能力の不足など、結婚に向けての活動をする上での不安があるとしています。このため、男女の出会いの場の創出をはじめ、結婚支援を総合的に実施する必要があります。また、結婚や子育ての意義や喜びを伝えることにより、これから親となっていく若い世代が子どもを生み育てたいと前向きに考え、希望をかなえられるようにすることが大切です。</p>			
(1)結婚を希望する独身男女の応援(29条)	<p>①結婚を希望する男女の出会いの機会の充実</p> <p>②結婚や子育ての意義、喜びに関する意識啓発</p> <p>新③企業等との連携による出会いの機会の創出</p> <p>新④市町村との連携</p>	<p>・とやまマリッジサポートセンターにおいて、1対1の個別マッチング(お見合い)や結婚支援に関する情報提供などを総合的に行うとともに、お見合いをサポートする支援員の養成やスキルアップ研修等を実施し、支援の充実を図ります。</p> <p>・金曜日の夜、休日のサテライトオフィスの開設などにより、とやまマリッジサポートセンターへの会員登録を希望する者や、会員への利便性向上に努めます。</p> <p>・若い世代に効果的に訴求するよう、SNSやタウン情報誌へのとやまマリッジサポートセンターの広告掲載等を行い、周知を図ります。</p> <p>・出会いイベントの開催など、結婚支援を実施している市町村との連携を強化し、県全体で結婚を希望する独身男女を応援する体制を整備します。</p> <p>・若者が気軽に参加でき、異性と出会うことができるイベントの開催を支援します。</p> <p>・少子化の現状とともに子育ての楽しさや家庭を持つことの素晴らしさなどを伝える取組みを促進します。</p> <p>・企業等との連携強化により、企業や業種間の交流促進を支援し、特に出会いの機会が限定されがちな中小企業の従業員等の出会いの場を創出します。</p> <p>・結婚支援ネットワーク会議の実施や市町村でのマリッジサポートセンターの出張登録会の開催、県・市町村お見合いサポーターの合同研修会の開催など、市町村の結婚支援事業との連携を強化します。</p>	<p>・とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数</p>
基本的施策(中項目)			
2 ライフプラン教育の推進			
【現状と課題】			
<p>本県においても、出生順位別にみた母親の平均年齢が年々高くなっており、第1子の総数に占める35歳以上での出産数も増加傾向にあるなど、女性の出産の高年齢化が進行しています。また、結婚・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解されていないことから、妊娠・出産をより安全に希望どおり実現するためにも、女性の健康等についての正しい知識の普及啓発と、妊娠・出産をライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが重要です。若い世代が、今後の人生について主体的に考えることにより、自らに合った結婚、妊娠・出産を迎えることができるよう、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや妊娠に適切な年齢があることについて理解を深め、自らの将来設計を考える機会を設けることも必要です。人生100年時代においては、職業人生の長期化や外的環境の変化が想定されるため、これらに対応するためには、自分の特性を理解するとともに、自らのキャリア・働き方に責任と意思を持ち、主体的に学びに向かう態度と活躍し続けるための力を育成することが必要です。</p>			
(1)自らのライフプランを考える機会の提供	<p>①学校におけるライフプラン教育</p> <p>②女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>新①社会的・職業的自立に向けた能力や態度の育成(キャリア教育の充実)</p>	<p>・県内の小・中・高校に対し、産婦人科医師や専門の相談員、保健師による出前健康教育を行い、こころや身体の健康を含めたライフプラン教育を実施します。</p> <p>・中学校においては、妊娠・出産やライフプランに関する内容について、教科等の指導計画に位置づけられており、生徒の実態に応じた指導を行います。</p> <p>(保健体育)</p> <p>・発育・発達時期や程度には個人差があること、思春期には生殖器官が成熟し、それに伴う変化に対応した適切な行動が必要となることについて学習します。</p> <p>(技術・家庭科(家庭分野))</p> <p>・幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家庭と家庭の役割に気付くよう、幼稚園、保育所を訪問しての幼児ふれあい体験などを行います。</p> <p>(特別活動(学級活動))</p> <p>・思春期の心と体の発育・発達、友情と恋愛と結婚などについて、話し合いや討論を行ったり、専門家の講話を聞く等の活動を行うとともに、自分の夢や希望、30年後の私などを題材に設定し、地域の人材を招聘しての講話、進路計画の立案、ライフプランの作成などを行います。</p> <p>・高校生に富山で働き子育てする良さや自らの生き方に関する副教材を活用するとともに、地域で活躍する方からの講話や妊娠・出産に関する特別授業、赤ちゃんふれあい体験、保育体験実習等を実施することにより、ライフプラン教育の普及・充実を図ります。</p> <p>・大学生を対象に、外部講師を大学等に派遣し、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産についての知識を提供するとともに、将来の仕事と併せて出産・子育てを視野に入れた自分のライフデザインを描く機会を提供します。</p> <p>・働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。</p> <p>・県内の小学校から高等学校まで、児童生徒の発達の段階を踏まえながら系統的・継続的に「キャリア・パスポート」を活用することによって、社会的・職業的自立の基礎となる能力や態度の育成に努めます。</p> <p>・地域や産業界等との連携による起業体験、職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実を図るとともに、外部人材を積極的に活用します。</p> <p>・児童生徒一人ひとりのキャリア発達を段階的に促すよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育の充実を努めます。</p> <p>・支援が必要な児童生徒の多様な教育的ニーズに対応したきめ細かい指導・支援による適切なキャリア教育を実施します。</p> <p>・女性の職業生活におけるキャリア形成を支援するため、大学等への出前講座や若手女性社員向けの講座を実施するなど女性のライフイベントに応じたキャリア形成を支援します。</p>	<p>・高校生の赤ちゃんふれあい体験の体験率</p>

【大項目】基本方針Ⅳ 次世代を担う若者への支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
	新②自分の人生を設計する力と学び続ける態度の育成(ライフプラン教育の充実)	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって健康で生き生きとした人生を送ることができるように、長期的な視点に立って人生(就職・結婚・出産・育児等)を展望し、働くことを位置付け、社会的・職業的自立に必要な能力を育成する教育を推進します。 児童生徒が自分の特性や興味・関心を理解し、自分の「将来の姿」を思い描いて目標を定め、それに向かって計画的に取り組む意欲を育成します。 変化に伴い必要となる知識や技術を身に付けるために、いつでも、何度でも学び直す意思を持つ人材を育成します。 中学校においては、富山で働く・結婚・産み育てる等のライフプランについて、具体的に考えさせるための中学生向け冊子を活用した学習の実施により、ふるさと教育を基盤としたライフプラン教育の充実を図っています。また、地域で活躍する方の講話や乳幼児とのふれあい体験の実施を通して、富山で生活するよさを知り、自身のライフプランを具体的に考えさせる契機としています。 	

基本的施策(中項目)

3 若者の就業支援

【現状と課題】

次の親となる若者の県外流出が少子化・人口減少の要因の一つとなっています。若者が、県内で学び、働き、子育てできるような環境を整えることが必要です。本県における若年者の雇用状況は全国でもトップクラスにあります。若者の非正規雇用率や新卒者の3年以内の離職率が上昇傾向にあります。また、男性の未婚率は、パート・アルバイト等の非正規雇用者が正規の職員より高い傾向にあります。

(1)若者への就業支援の充実(19条)	<p>①新規学卒者をはじめとする若者への就業支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者が魅力ある安定した職業に就けるよう、正規雇用を条件とした合同企業説明会や各種セミナーを開催します。 主要経済団体に対し新規学校卒業者の求人確保等の要請を実施します。 県青年農業者等育成センターと市町村等、関係機関との連携により、障害のある学生の就農相談から研修、就農、定着までをワンストップで支援する体制を構築します。 農業研修機関「とやま農業未来カレッジ」において、就農希望者に対して本県の営農条件に即した基礎知識・技術の修得を支援します。 学校間の連携を図る進路指導主事等連絡会議や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者会議を随時開催し、求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進します。 キャリア教育アドバイザーを配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年者の正規雇用率 新規大卒就職者の入職3年目までの離職率 新規高卒就職者の入職3年目までの離職率
	<p>②若者に対する就業意識の啓発、自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職活動前の学生を対象としたキャリアフォーラムの開催など若者の就業意識の向上を図ります。 中小企業の新入社員が参加する継続的なセミナーをモデル実施するなど若者の職場定着の取組みを推進します。 フリーターやニート等の若者を支援するため、富山県若者サポートステーションにおいてカウンセリングや通所型の自立トレーニング、職場体験を実施します。 若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援します。 大学生等のインターンシップへの参加を推進します。 	
	<p>③起業等による就業機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山県の未来を担う企業人を育成するために、経済界の協力を得て、「とやま起業未来塾」を開講し、実践的なカリキュラムを通して、起業・新分野進出を目指す女性、若者、熟年者等を支援します。 女性・若者のアイデア等を活かした事業の創業等に助成します。 	
	<p>新④非正規雇用の正規化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーのほか、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図ります。 若者と実習先企業とのマッチングを行ったうえで、技術専門学院と企業とで訓練・実習を行うことにより、一人前の職業人へ育成し、当該企業での正規雇用採用につなげます。 	

基本的施策(中項目)

新4 UIJターン・移住・定住の促進

【現状と課題】

本県のUターン就職率は非常に高い状況にあるとともに、移住された方の世帯主の20～40代が84%を占めるなど、若者の地方移住の機運が高まっています。今後は、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要があります。このため、県外大学生のUターン就職の促進や、大都市圏の社会人のUIJターンの推進、移住・定住の促進、県内大学等の活性化にさらに積極的に取り組むことが重要です。

- 大学等卒業時における県外流出(推計)
H18.3卒 3,423人→H26.3卒 2,490人→H31.3卒 2,408人
- 大学卒業者のUターン就職率
H18.3卒 51.3%→H26.3卒 57.6%→H31.3卒 58.4%
- 県外移動経験者に占めるUターン者の割合(2016年、第8回人口移動調査
富山県 55.3% (沖縄県の70.9%に次いで全国第2位)

(1)若者や女性の定着促進	<p>①UIJターンの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都圏・関西圏における「富山くらし・しごと支援センター」の相談体制の充実や就職支援協定の締結など県外大学との連携を強化し、就職セミナーや合同企業説明会を開催するなどUIJターン就職の推進に取り組めます。 産業界と連携し、将来の地域の担い手となる学生の奨学金返済を支援し、県内企業への就職を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 若者の県内への定着率(25歳人口を10年前の15歳人口で割った値) 県・市町村の移住相談窓口を通じた移住者数
	<p>②県内の大学等の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立大学において、県内産業界のニーズに対応し、成長産業の育成とそれを支える人材育成のため、教育研究機能の充実を図るとともに、施設設備の整備等を支援します。 県内7高等教育機関で組織する大学コンソーシアム富山が実施する教育・地域貢献等の取組みを支援することにより、県内大学等の活性化と魅力向上に取り組めます。 医薬品分野の専門人材の育成・確保を図るため、東京圏の学生を対象にしたサマースクール等を実施します。 	

【大項目】基本方針Ⅳ 次世代を担う若者への支援

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	目標指標(例示)
新(2)移住・定住の促進	新①移住・関係人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・国が創設した「移住支援金」「起業支援金」の制度を最大限活用し、東京23区等からの移住を促進します。 ・仕事と暮らしの一元的な相談体制の強化・充実、市町村や県内企業と連携した大規模な移住・転職フェアの開催、定期的な移住相談会・セミナーの開催などを通じ、富山暮らしの魅力を発信します。 ・関係人口の創出のため、首都圏等の人材が副業を通じて県内企業の経営課題や新規プロジェクトの創出を目指す事業を新たに実施します。 	
	新②新しい働き方の環境整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい働き方の提案や女性や若者の新たな雇用の創出、U/Iターンや移住の促進にもつながる可能性のある「サテライトオフィス」の誘致に向けた県内市町村の取組みに対し支援します。 	

【大項目】基本方針Ⅴ 経済的負担の軽減

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策 (施策)	主な施策内容	新計画の目標(例示)
基本的施策(中項目)			
1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減			
【現状と課題】			
<p>県が実施した未就学児を持つ保護者へのアンケートによると、実際の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが挙げられており、また、子育て家庭が望む子育て支援として、最も要望が高いのは、経済的支援となっています。</p> <p>子育てにかかる費用は、本来家庭が負担するものですが、子どもたちは次代の担い手でもあることから、子育て家庭に対する保育や教育等に係る支援が求められています。</p>			
(1)県の特性に応じた施策等の推進(30条)	①出産・保育・医療等にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が協力し、子どもを望む夫婦への不妊治療費や不育症治療費の助成を行います。 ・県と市町村が協力し、妊産婦及び乳幼児に係る医療費を軽減します。 ・市町村が実施する妊婦に対する健康診査、国の制度を活用した、未熟児に対する医療費の公費負担(未熟児養育医療)や、手術等により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担(育成医療)への支援、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の助成(小児慢性特定疾病治療費の支給)を実施するとともに、市町村と協力して重度心身障害児に対する医療費負担を軽減(重度心身障害者等医療費助成)します。 ・心身に障害のある児童を監護する親等に特別児童扶養手当(国制度)を支給し、児童の健やかな成長を支援します。 ・県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減します。 ・幼児教育・保育の無償化(国制度)により、3～5歳のすべての子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。 ・県と市町村が協力し、0～2歳の子どもの保育料について、低所得世帯の第1子・第2子に係る保育料を無償化、軽減するとともに、第3子以降については原則無償化します。 ・県と市町村が協力し、一定の所得の多子世帯の3～5歳児について、保育所等の副食費を軽減します。 ・国の制度を活用し、保育所等に通う低所得世帯を対象に、教材費等の一部を助成します。 ・中学校修了前までの児童を対象に、児童手当(国制度)を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援します。 ・児童扶養手当(国制度)の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを増やすにあたっての課題として、「経済的負担」を挙げる人の割合
	②就学にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。 ・高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の課税額未満の世帯に「就学支援金」(国制度)を支給します。 ・私立高校については、低所得世帯に対し、入学料の減免補助を実施します。 ・低所得世帯の高校生に奨学のための給付金(国制度)を支給します。 ・子どもの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、多子世帯に対する融資を行うとともに、金利負担の軽減(実質的な無利子化)を図ります。 ・国の制度を活用し、低所得世帯を対象に、子どもの大学等修学のための授業料等の減免(高等教育無償化)を実施します。 	
	③住宅などにかかる経費の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・三世代同居住宅や多子同居住宅の新築、購入、改良に必要な資金を融資と利子補給で支援します。 ・県営住宅において、高校生以下の子がいる世帯の入居収入基準の緩和や優先的な入居への配慮などにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援します。 ・離職により住宅を失った生活困窮者等に対して家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給します。 ・三世代住宅・多子世帯住宅に係る不動産取得税減免制度を拡充します。 	
	④その他の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の経済的負担だけでなく、精神的・身体的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に保育サービス等が利用できる「子育て応援券」を配布します。 ・県営水力発電事業の効率的な運営により得られる収益の一部を活用して、多子世帯の電気料金負担を軽減する「とまっ子すくすく電気」について、次年度以降の延長を検討します。 	

【大項目】基本方針Ⅵ 子育て等支援の気運の醸成

【小項目】 施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	新計画の目標(例示)
基本的施策(中項目)			
1 子育て等に温かい社会づくり			
【現状と課題】			
<p>子育ては保護者が第一義的に責任を持つものですが、子どもは社会の希望であり、保護者のみならず地域、社会にとってもかけがえのない存在です。このため、今日の少子化の現状や、子どもを取り巻く環境などについて、県民の理解・認識を深め、子どもの成長と子育てを社会全体で支える気運を高める必要があります。</p> <p>子どもの成長にとっては親子のコミュニケーションや家族のふれあいが大切であり、未就学児や思春期の子どもを養育する保護者が家庭においてしっかりと子どもと向き合えるように、毎月、第3日曜日を「とやま県民家庭の日」として提唱し、「明るく楽しい家庭づくり」を推進しています。</p>			
(1)社会全体で子どもや子育てを支援する気運の醸成(31条・36条)	<p>①子育て支援や少子化に関する意識啓発</p> <p>②子育て支援・少子化対策に取り組む個人・団体の顕彰</p> <p>③市町村、企業、関係団体等との連携</p> <p>④結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり</p>	<p>・子育て家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化対策について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するため、広報・啓発を推進します。</p> <p>・第4子以上の子どもが生まれた家庭に対し、<u>県立の文化・スポーツ施設等の利用が無料となるパスポートの発行や広報紙での紹介等を通じ、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。</u></p> <p>・積極的に子育て支援・少子化対策に取り組んでいる個人・団体等を「子育て支援 とやま賞」として顕彰し、市町村や関係団体等を通じ、その取組事例を広く周知します。</p> <p>・地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的に実施する市町村と緊密な連携を図ります。</p> <p>・富山県子育て支援・少子化対策県民会議の開催などを通じて、子育て支援団体、企業、NPO、行政などが連携し、社会全体で子育て支援・少子化対策に取り組む気運の醸成を図ります。</p> <p>・シニア世代の家事・育児への参画を促進します。</p> <p>・赤ちゃんの泣き声を優しく見守る社会気運の醸成を図ります。</p> <p>・男性も育児に積極的に参画できるよう男性トイレ等へのベビーチェアやオムツ交換台等の設置促進を図ります。</p>	<p>・子育てを楽しんでいる割合</p> <p>・とやま子育て応援団の利用度</p>
(2)子育て支援に関する情報提供の充実	<p>①明るく楽しい家族づくり運動の推進(とやま県民家庭の日)</p> <p>②とやま子育て応援団等の普及促進</p>	<p>「とやま県民家庭の日」(毎月第3日曜日)や「とやま家族ふれあいウィーク」(とやま県民家庭の日から始まる1週間)が、家族と触れ合い、家族のきずなを深める日となるよう、啓発活動を推進します。</p> <p>・家族のふれあいや子育ての楽しさ素晴らしさを再認識する機会を提供します。</p> <p>・事業主の協力を得て親子が触れ合う機会を提供する「とやま子育て応援団」を普及するとともに、ホームページ等を活用した情報の提供などにより、「とやま子育て応援団」の利用促進と利用しやすい制度となるよう制度の充実を図ります。</p>	

